

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 国分漁港、永浜漁港
- 2 指定管理者 霧島市隼人町真孝1041番地
錦江漁業協同組合
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 各施設の概要

(1) 国分漁港の概要

- | | |
|----------|---|
| ① 施設名 | 国分漁港 |
| ② 位置 | 霧島市国分敷根 |
| ③ 漁港指定年度 | 昭和62年7月21日 |
| ④ 種類・規模 | 防波堤321.0m 護岸382.0m 導流堤50.0m
突堤43.0m 船揚場15.0m 物揚場85.0m
泊地8,450.0㎡ 航路7,820.0㎡ |
| ⑤ 設置目的 | 水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図ることを目的に設置 |
| ⑥ 漁港利用実績 | 漁船 20隻 漁船以外 36隻 (令和5年度 漁港の港勢調査より) |

(2) 永浜漁港の概要

- | | |
|----------|--|
| ① 施設名 | 永浜漁港 |
| ② 位置 | 霧島市隼人町小浜 |
| ③ 漁港指定年度 | 昭和28年3月5日 |
| ④ 種類・規模 | 防波堤204.5m 護岸370.0m 防砂堤54.0m
船揚場49.0m (新設中) 物揚場50.0m (新設中)
泊地3,383.0㎡ |
| ⑤ 設置目的 | (1)の⑤に同じ |
| ⑥ 漁港利用実績 | 漁船 8隻 漁船以外 10隻 (令和5年度 漁港の港勢調査より) |

2 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

- | | |
|-----|----------------|
| 名称 | 錦江漁業協同組合 |
| 代表者 | 代表理事組合長 岩元 良祐 |
| 所在地 | 霧島市隼人町真孝1041番地 |

(2) 組織

- | | |
|--------|--|
| 設立年月日 | 昭和49年4月5日 |
| 出資金 | 20,562千円 |
| 従業員数 | 12人 (正組合員数 43人) |
| 主な事業内容 | ・ 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
・ 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
・ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
・ 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売 |

- ・ 漁場の利用に関する事業
- ・ 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置

3 指定管理の方法等

(1) 指定管理の方法 直接指定

(2) 直接指定をする理由

当該漁港は、錦江漁業協同組合に所属する地域で水産業を営む漁業者が主な利用者であり、錦江漁業協同組合が管理運営を行うことで、漁港施設の機能を最大限発揮できることから、直接指定しようとするものである。